

亀岡市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年6月1日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 千歳町毘沙門区

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設等の維持管理
- （4）防災対策、福祉活動
- （5）その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市千歳町毘沙門区全域と国分広垣内、国分金附とする。ただし、国分垣内39番地は除く。

4 主たる事務所

亀岡市千歳町毘沙門向畑21番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 主原 重己

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由
地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和8年6月1日